

別表 1 大気汚染防止法・県条例に係るばい煙発生施設及び県条例に係る有害物質発生施設

※法施行令別表第 1・県条例施行規則別表第 3-1 及び同第 3-2 より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類		大気汚染防止法（ばい煙発生施設） （法施行令・別表第 1）		県条例（ばい煙発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-1）		県条例（有害物質発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-2）	
		項番号	規模要件	項番号	規模要件	項番号	規模要件
1	ボイラー （熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	1	下記のいずれか ○燃料の燃焼能力が重油換算50 L／時以上 ※バーナーがないボイラーについても対象 ※燃焼能力が15 L／時以上の重油バーナーの場合は、別途「県条例・騒音」の特定施設の届出も必要。以下同じ。	1	同左 （法で届出が必要であるため、県条例では届出不要）		
2	水性ガス又は油ガスの発生用の下記施設 (1) ガス発生炉 (2) 加熱炉	2-(1) 2-(2)	下記のいずれか ○原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20 t／日以上  ○バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50 L／時以上	2-(1) 2-(2)	同左 （法で届出が必要であるため、県条例では届出不要）		
3	金属の精錬又は無機化学工業品製造用の下記施設（14に掲げるものを除く） (1) 焙焼炉 (2) 焼結炉（ペレット焼成炉を含む） (3) 煨焼炉	3-(1)	○原料の処理能力が1 t／時以上	3-(1)	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、条例の届出が必要）		
		3-(2)		3-(2)	同左 （法で届出が必要であるため、県条例では届出不要）		
		3-(3)		3-(3)			
4	金属の精錬用の下記施設（14に掲げるものを除く） (1) 溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む） (2) 転炉 (3) 平炉	4-(1)	○原料の処理能力が1 t／時以上	4-(1)	同左 （法で届出が必要であるため、県条例では届出不要）		
		4-(2)		4-(2)			
		4-(3)		4-(3)			

別表 1 大気汚染防止法・県条例に係るばい煙発生施設及び県条例に係る有害物質発生施設

※法施行令別表第 1・県条例施行規則別表第 3-1 及び同第 3-2 より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類		大気汚染防止法（ばい煙発生施設） （法施行令・別表第 1）		県条例（ばい煙発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-1）		県条例（有害物質発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-2）	
		項番号	規模要件	項番号	規模要件	項番号	規模要件
5	金属の精錬又は鋳造用の溶解炉 （こしき炉並びに14及び24から26 までに掲げるものを除く）	5	下記のいずれか ○火格子面積※が 1 m <sup>2</sup> 以上 ※火格子の水平投影面積をいう。 以下同じ。	5	下記のいずれか ○火格子面積が0.8m <sup>2</sup> 以上 1 m <sup>2</sup> 未満 のもの		
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属 若しくは金属製品の熱処理用の加熱炉	6	○羽口面断面積※が0.5m <sup>2</sup> 以上 ※羽口の最下端の高さにおける炉 の内壁で囲まれた部分の水平断面 積をいう。以下同じ。	6	○羽口面断面積が0.1m <sup>2</sup> 以上0.5m <sup>2</sup> 未満のもの  ○バーナーの燃料の燃焼能力が重 油換算40L/時以上50L/時未満 のもの		
7	石油製品、石油化学製品又はコー ルタール製品製造用の加熱炉	7	○バーナーの燃料の燃焼能力が重 油換算50L/時以上  ○変圧器の定格容量が200kVA以上	7	○変圧器の定格容量が150kVA以上 200kVA未満のもの		
8	石油精製用の流動接触分解装置の うち触媒再生塔	8	○触媒に附着する炭素の燃焼能力 が200kg/時以上	8	○触媒に附着する炭素の燃焼能力 が100kg/時以上200kg/未満の もの		
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄 回収装置のうち燃焼炉	8-2	○バーナーの燃料の燃焼能力が重 油換算 6 L/時以上	9	同左 （法で届出が必要であるため、県 条例では届出不要）		
9	窯業製品製造用の下記施設 (1) 焼成炉 (2) 溶融炉	9-(1) 9-(2)	下記のいずれか ○火格子面積※が 1 m <sup>2</sup> 以上  ○バーナーの燃料の燃焼能力が重 油換算50L/時以上  ○変圧器の定格容量が200kVA以上	10	同左 （法で届出が必要であるため、県 条例では届出不要）		

別表 1 大気汚染防止法・県条例に係るばい煙発生施設及び県条例に係る有害物質発生施設

※法施行令別表第 1・県条例施行規則別表第 3-1 及び同第 3-2 より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類		大気汚染防止法（ばい煙発生施設） （法施行令・別表第 1）		県条例（ばい煙発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-1）		県条例（有害物質発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-2）	
		項番号	規模要件	項番号	規模要件	項番号	規模要件
9-2	ガラス若しくはガラス製品製造 （原料として蛍石、けいフッ化ナ トリウム若しくは酸化鉛を使用す るものに限る）又はかわら製造用 の焼成炉（連続式のものに限る）					1	○すべてのもの
10	無機化学工業品又は食料品製造用 の下記施設 （1）反応炉（カーボンブラック製 造用燃焼装置を含む） （2）直火炉（26に掲げるものを除 く）					10-(1) 10-(2)	下記のいずれか ○火格子面積※が 1 m <sup>2</sup> 以上  ○バーナーの燃料の燃焼能力が重 油換算 50 L/時以上  ○変圧器の定格容量が 200kVA 以上
11	乾燥炉（アスファルトプラントを 含み、14及び23に掲げるものを除 く）	11		12			
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくは カーバイドの製造用の電気炉	12	○変圧器の定格容量が 1,000kVA 以 上	13	同左 （法で届出が必要であるため、県 条例では届出不要）		
13	廃棄物焼却炉※ ※「廃棄物の処理及び清掃に関す る法律」に基づく【構造基準】に 合致しない焼却炉は設置できませ ん。	13	下記のいずれか ○火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上  ○焼却能力が 200kg/時以上	14	下記のいずれか ○火格子面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上 2m <sup>2</sup> 未満 のもの  ○焼却能力が 50kg/時以上 200kg/ 時未満のもの  ○燃焼室の容積が 0.5m <sup>3</sup> 以上		

※注 廃棄物焼却炉について  
一定規模以上の廃棄物焼却炉の設置には、事前協議等の手続きが必要となります。  
詳細については、西宮市事業系廃棄物対策課（0798-35-0185）までお問合せください。

別表 1 大気汚染防止法・県条例に係るばい煙発生施設及び県条例に係る有害物質発生施設

※法施行令別表第 1・県条例施行規則別表第 3-1 及び同第 3-2 より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類		大気汚染防止法（ばい煙発生施設） （法施行令・別表第 1）		県条例（ばい煙発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-1）		県条例（有害物質発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-2）	
		項番号	規模要件	項番号	規模要件	項番号	規模要件
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用の下記施設 (1) 焙焼炉 (2) 焼結炉（ペレット焼成炉を含む） (3) 溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む） (4) 転炉 (5) 溶解炉 (6) 乾燥炉	14-(1)	○原料の処理能力が0.5 t/時以上 ○火格子面積が0.5㎡以上 ○羽口面断面積が0.2㎡以上 ○バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20 L/時以上	15-(1)	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、 条例の届出が必要）	2-(1)	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、 条例の届出が必要）
		14-(2)		15-(2)		2-(2)	
		14-(3)		15-(3)	同左 （法で届出が必要であるため、県 条例では届出不要）	2-(3)	
		14-(4)		15-(4)		2-(4)	
		14-(5)		15-(5)		2-(5)	
		14-(6)		15-(6)		2-(6)	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用の乾燥施設	15	○容量が0.1㎡以上			3	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、 条例の届出が必要）
16	塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設	16	○原料として使用する塩素 <sup>※</sup> の処理能力が50kg/時以上 ※塩化水素にあつては塩素換算量			4	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、 条例の届出が必要）
17	塩化第二鉄の製造用の溶解槽	17		5			
18	活性炭製造用の反応炉 （塩化亜鉛を使用するものに限る）	18	○バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3 L/時以上			6	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、 条例の届出が必要）
19	化学製品の製造用の下記施設 （塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、16～18に掲げるもの及び密閉式のものを除く） (1) 塩素反応施設 (2) 塩化水素反応施設 (3) 塩化水素吸収施設	19-(1)	○原料として使用する塩素 <sup>※</sup> の処理能力が50kg/時以上 ※塩化水素にあつては塩素換算量			7	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、 条例の届出が必要）
		19-(2)					
		19-(3)					

別表 1 大気汚染防止法・県条例に係るばい煙発生施設及び県条例に係る有害物質発生施設

※法施行令別表第 1・県条例施行規則別表第 3-1 及び同第 3-2 より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類		大気汚染防止法（ばい煙発生施設） （法施行令・別表第 1）		県条例（ばい煙発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-1）		県条例（有害物質発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-2）	
		項番号	規模要件	項番号	規模要件	項番号	規模要件
20	アルミニウムの製錬用※の電解炉 ※県条例は「精錬」	20	電流容量が30KA以上			8	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、条例の届出が必要）
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料製造用の下記施設 (1) 反応施設 (2) 濃縮施設 (3) 焼成炉 (4) 溶解炉 (5) 電気炉（※県条例・有害物質のみ）	21-(1)	21-(1)～21-(4)は下記のいずれか ○原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上  ○バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上  ○変圧器の定格容量が200kVA以上	17	同左 （法で届出が必要であるため、県条例では届出不要）	9-(1)	○9-(1)～9-(4)は、すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、条例の届出が必要）
		21-(2)				9-(2)	
		21-(3)				9-(3)	
		21-(4)				9-(4)	
22	弗酸製造用の下記施設 (1) 凝縮施設 (2) 吸収施設 (3) 蒸溜施設	22-(1)	下記のいずれか ○伝熱面積が10㎡以上  ○ポンプの動力が1kW以上			10	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、条例の届出が必要）
22-(2)							
22-(3)							
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用の下記施設（原料として燐鉱石を使用するものに限る） (1) 反応施設 (2) 乾燥炉 (3) 焼成炉	23-(1)	21-(1)～21-(4)は下記のいずれか ○原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上  ○火格子面積が1㎡以上  ○バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上	18	同左 （法で届出が必要であるため、県条例では届出不要）	11-(1)	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、条例の届出が必要）
23-(2)	11-(2)						
23-(3)	11-(3)						

別表 1 大気汚染防止法・県条例に係るばい煙発生施設及び県条例に係る有害物質発生施設

※法施行令別表第 1・県条例施行規則別表第 3-1 及び同第 3-2 より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類		大気汚染防止法（ばい煙発生施設） （法施行令・別表第 1）		県条例（ばい煙発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-1）		県条例（有害物質発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-2）	
		項番号	規模要件	項番号	規模要件	項番号	規模要件
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む） 又は鉛の管、板若しくは線製造用の溶解炉	24	下記のいずれか ○バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 L / 時以上  ○変圧器の定格容量が 40kVA 以上	19	同左 （法で届出が必要であるため、県条例では届出不要）	12	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、条例の届出が必要）
25	鉛蓄電池製造用の溶解炉	25	下記のいずれか ○バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L / 時以上  ○変圧器の定格容量が 20kVA 以上	20	同左 （法で届出が必要であるため、県条例では届出不要）	13	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、条例の届出が必要）
26	鉛系顔料製造用の下記施設 (1) 溶解炉 (2) 反射炉 (3) 反応炉 (4) 乾燥施設	26-(1) 26-(2) 26-(3) 26-(4)	下記のいずれか ○容量が 0.1m <sup>3</sup> 以上  ○バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L / 時以上  ○変圧器の定格容量が 20kVA 以上	21	同左 （法で届出が必要であるため、県条例では届出不要）	14-(1) 14-(2) 14-(3) 14-(4)	○すべてのもの （法の規模要件未満の場合のみ、条例の届出が必要）
27	硫酸製造用の下記施設 (1) 吸収施設 (2) 漂白施設 (3) 濃縮施設	27-(1) 27-(2) 27-(3)	硫酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100kg / 時以上	/		/	
28	コークス炉	28	原料の処理能力が 20 t / 日以上 ※原料処理能力が 50 t / 日以上の場合は、別途、「大気汚染防止法・一般粉じん発生施設」の届出が必要です。	/		/	

別表 1 大気汚染防止法・県条例に係るばい煙発生施設及び県条例に係る有害物質発生施設

※法施行令別表第 1・県条例施行規則別表第 3-1 及び同第 3-2 より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類		大気汚染防止法（ばい煙発生施設） （法施行令・別表第 1）		県条例（ばい煙発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-1）		県条例（有害物質発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-2）	
		項番号	規模要件	項番号	規模要件	項番号	規模要件
29	ガスタービン	29	燃料の燃焼能力が重油換算50 L / 時以上	※29～32のばい煙発生施設が発電機用の場合			
30	ディーゼル機関	30	燃料の燃焼能力が重油換算50 L / 時以上 ※出力が3.75kW以上のディーゼル機関については「県条例・騒音」の特定施設の届出が必要です。	これらの施設を発電機用として設置する場合は、大気汚染防止法の届出は不要です。ただし、電気事業法に基づく届出が必要となります。  詳細については、下記関係機関までお問合せください。			
31	ガス機関	31	燃料の燃焼能力が重油換算35 L / 時以上	<p style="text-align: center;">【届出先・問合せ先】                      中部近畿産業保安監督部 近畿支部                      電力安全課                      〒540-8535                      大阪市中央区大手前1-5-44                      電話：06-6966-6047・6048</p>			
32	ガソリン機関	32	燃料の燃焼能力が重油換算35 L / 時以上 ※出力が3.75kW以上のガソリン機関については「県条例・騒音」の特定施設の届出が必要です。				
33	たんぱく質の加水分解による食品又は医薬品製造用の分解施設					15	○すべてのもの
34	ビスコース製品製造用の下記施設 (1) 紡糸施設 (2) セロハン製造施設					16-(1) 16-(2)	○すべてのもの
35	化学肥料製造用の下記施設 (1) 原料製造施設 (2) 反応施設 (3) 硫酸製造施設					17-(1) 17-(2) 17-(3)	○すべてのもの
36	鉍酸製造用の下記施設 (1) 吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものを除く） (2) 硫酸製造施設					18-(1) 18-(2)	○すべてのもの

別表 1 大気汚染防止法・県条例に係るばい煙発生施設及び県条例に係る有害物質発生施設

※法施行令別表第 1・県条例施行規則別表第 3-1 及び同第 3-2 より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類		大気汚染防止法（ばい煙発生施設） （法施行令・別表第 1）		県条例（ばい煙発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-1）		県条例（有害物質発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-2）	
		項番号	規模要件	項番号	規模要件	項番号	規模要件
37	合成樹脂（合成ゴムを含む。以下この表において同じ。）の製造若しくは加工、合成樹脂添加剤の製造又は天然樹脂加工用の下記施設 (1) 反応施設 (2) 熱処理施設 (3) 発泡施設 (4) 塗布施設 (5) 表面処理施設					19-(1) 19-(2) 19-(3) 19-(4) 19-(5)	○すべてのもの ※19-(2)の熱処理施設が「合成樹脂用射出成型機」である場合、別途「騒音規制法」及び「振動規制法」に該当する「合成樹脂用射出成型機」の届出も必要となります。
38	石油に精製若しくは加工又は石油化学工業用の下記施設 (1) 廃ガスの廃棄施設 (2) 硫酸洗浄施設					20-(1) 20-(2)	○すべてのもの
39	金属の精錬若しくは加工又は無機化学工業品製造用の下記施設 (1) 酸洗浄施設 (2) めっき施設 (3) 電解施設 (4) 塩化炉 (5) 溶剤洗浄施設 (6) 表面処理施設 (7) セレン化合物製造施設 (8) 硫化水素製造施設 (9) 塗装施設 (10) 樹脂加工施設 (11) フラックス処理施設 (12) 乾燥焼付施設 (13) 非鉄金属の精錬施設※ (14) 合金鉄の精錬施設※ (15) 無機化学工業品の製造施設※					21-(1) 21-(2) 21-(3) 21-(4) 21-(5) 21-(6) 21-(7) 21-(8) 21-(9) 21-(10) 21-(11) 21-(12) 21-(13) 21-(14) 21-(15)	○すべてのもの ※ただし、21-(13)～21-(15)の3つの施設については、「県条例・有害物質発生施設」の項番号 2、3、5、7、8 に該当しない施設のみが対象となります。
40	機械の製造又は加工用の下記施設 (1) 酸洗浄施設 (2) めっき施設 (3) 表面処理施設 (4) 溶剤洗浄施設					22-(1) 22-(2) 22-(3) 22-(4)	○すべてのもの

別表 1 大気汚染防止法・県条例に係るばい煙発生施設及び県条例に係る有害物質発生施設

※法施行令別表第 1・県条例施行規則別表第 3-1 及び同第 3-2 より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類		大気汚染防止法（ばい煙発生施設） （法施行令・別表第 1）		県条例（ばい煙発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-1）		県条例（有害物質発生施設） （県条例施行規則・別表第 3-2）	
		項番号	規模要件	項番号	規模要件	項番号	規模要件
41	ゴム又は合成樹脂で被覆された電線又は金属の回収用の下記施設 (1) 焼却施設 (2) 溶解施設					23-(1) 23-(2)	○すべてのもの
42	染料若しくはその中間物又はその他有機薬品の合成、製造、加工又は精製用の下記施設 (1) 反応施設 (2) 精製施設 (3) 熱処理施設 (4) 注入施設					24-(1) 24-(2) 24-(3) 24-(4)	○すべてのもの
43	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品製造用の下記施設 (1) 蒸解施設 (2) 漂白施設 (3) 張合わせ施設 (4) 樹脂加工施設 (5) 乾燥施設					25-(1) 25-(2) 25-(3) 25-(4) 25-(5)	○すべてのもの
44	農薬の製造又は加工用の下記施設 (1) 原料製造施設 (2) 反応施設 (3) 造粒施設					26-(1) 26-(2) 26-(3)	○すべてのもの